

神奈川県庁舎等建物清掃業務委託落札者決定基準（案）に関する意見及び意見に対する県の考え方について

1 意見募集期間

令和6年11月18日（月曜日）から令和6年11月29日（金曜日）

2 提出された意見の概要

（1）意見提出者数 3名

（2）意見項目件数 9件

（3）意見内容区分

区分	件数
価格点に関する意見	3件
業務点に関する意見	6件
合計	9件

（4）意見反映区分

区分	件数
A 落札者決定基準に反映しました。	1件
B 落札者決定基準には反映していませんが、ご意見のあった内容は既に取り組んでいます。	2件
C 今後の取組みの参考とします。	0件
D 反映できません。	6件
E その他（感想・質問等）	0件
合計	9件

令和6年12月

神奈川県会計局調達課

**神奈川県庁舎等建物清掃業務委託落札者決定基準（案）に
関する意見及び意見に対する県の考え方について**

用語の定義は次のとおりです。

建築物衛生法：建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）

営業拠点：本契約に係る業務を担当する営業拠点（入札参加資格者名簿に登載された本店
又は支店、営業所に限る。）

最低制限価格：調達課長が定める「庁舎等建物清掃」を含む一般業務委託に適用する最低
制限価格率（83%）を予定価格に乗じた金額（ただし、1 円未満は切捨てる。）

適正価格：最低制限価格以上予定価格以下で入札された価格のうち、最も低い入札価格。

整理 番号	意見 内容 区分	意見要旨	意見 反映 区分	県の考え方
1	価格点 に関する 意見	最低制限価格を下回る入札 価格で応札しても失格とな らず、ある程度の価格点が付 与されるということであれ ば、業務品質を確保するた めの最低制限価格設定の意 味がなくなる。 最低制限価格未満でも落札 できる制度は、入札としては 不適格だと考えられ、最低制 限価格未満の場合は、これま で通り失格とするべき。	D	総合評価落札方式は、予定価格 の範囲内において入札価格その 他の条件が県にとって最も有利なも のをもって契約の申込みをした者 を落札者とするものであり、地方 自治法施行令上、価格のみを考慮 し入札参加者を失格とする最低制 限価格を設定することはできな いとされています。 一方、業務品質の確保につつま しては、事業者の履行能力や履行 体制、従業員に対する研修体制等 を評価する業務点を付与すること としており、県として適正な価格 で高品質な業務委託契約が締結で きるものと考えます。
2	価格点 に関する 意見	これまでの入札のように予 定価格が容易に推測できる 場合、公開されている最低制 限価格率に基づき算出した 金額で応札すれば「必ず価格 点で満点が取れる」こととな	D	総合評価落札方式は最低制限価 格を設定することができません が、仮に入札参加者が提示する入 札額に差がなく価格点に差がつか ない場合は、高い業務点を得た者 が総合的な評価を得て落札者とな

		り、業務点で最高得点を持つ会社以外の会社が落札する機会が失われる恐れがあるため、予定価格の秘匿化や最低制限価格率が応札価格等によって変動する仕組みの導入を強く求める。		り、県として適正な価格で高品質な業務委託契約が締結できるものと考えます。 なお、予定価格の事前公表は行いません。
3	価格点に関する意見	最低制限価格率が事前に開示されていれば、結局その最低制限価格付近に入札が集中することになるので率の設定を見直して(上げて)ほしい。	D	価格点が満点となる適正価格は、入札参加者の入札価格によって変動します。 さらに、価格以外の点も評価します。
4	業務点に関する意見	項目番号1の監督者について、講習会修了証書の写しだけでなく、その会社の社員であることを証明する書類が必要ではないか。	B	監督者の配置については、「落札候補者提出書類例」に「監督者を営業拠点に配置していることを証する書類」を記載することにより、既に取り組んでおります。
5	業務点に関する意見	項目番号3の経営状況について、自己資本比率は40%以上が望ましい(おおむね安定)とされていることから、目安の基準を30%ではなく40%に変更した方がよい。	D	一般的に、自己資本比率は30%から40%以上が望ましいとされているなかで、中小企業の経営状況についても評価するため、30%を基準としています。
6	業務点に関する意見	項目番号4の資格保有者について、その会社の社員であることを証明する書類が必要ではないか。	B	資格保有者の配置については、「落札候補者提出書類例」に「資格保有者を営業拠点に配置していることを証する書類」を記載することにより、既に取り組んでおります。
7	業務点に関する意見	項目番号7及び8の「研修の実施計画」における研修時間について、「1回につき7時間以上」としているが、建築物衛生法で求められているのは「計7時間以上」である	A	ご意見の趣旨は、落札者決定基準に反映しました。(落札者決定基準に「※項目番号1、7及び8の研修について、清掃作業従事者全員を一度に研修することが難しい場合は、1回分の研修(7時間以

		べきと考える。		上) を何回かに分割して行うことが可能。」を記載しました。)
8	業務点に関する意見	項目番号8の「研修の実施実績」における研修時間について、建築物環境衛生法で求められているのは「計7時間以上」であるため、「1回以上」「計7時間以上」とすることが妥当と考える。	D	建築物衛生法で定める事業登録に関する基準以上に、研修に取り組む事業者を評価することを目的としているため、「2回以上」の研修を評価します。
9	業務点に関する意見	項目番号7及び8について、項目番号1(事業登録等の状況)と重複するため削除が妥当と考える。	D	<p>項目番号1は「(事業者の) 事業登録等の状況」を確認する項目であり、法定の研修等が実施されることが前提であることは承知しています。</p> <p>一方で、項目番号7は、「本契約の履行期間中」の研修計画について確認するものです。(ご意見を踏まえ、「評価基準」欄に「契約開始日以降、本契約の履行期間中の研修に関して、研修実施報告書を発注者に提出すること」を記載します。)</p> <p>また、項目番号8は、質問番号8で回答したとおり、建築物衛生法で定める事業登録に関する基準以上に研修に取り組む事業者を評価するために設けたものです。</p>